

第一百五十六回

参議院内閣委員会会議録第十三号

会議録第十三号

平成十五年六月五日(木曜日)
午前十時五分開会委員の異動
六月五日

辞任

森下 博之君

補欠選任
田村耕太郎君副大臣 国務大臣 細田 博之君
事務局側 常任委員会専門員 政府参考人
内閣府大臣官房 審議官
内閣府大臣官房 局長
警察庁生活安全
法務省刑事局長
総務大臣官房長
総務省総合通信
基盤局長
法務省外務省統合外交
政策局国際社会
協力部長
国税庁課税部長
文部科学省初等
中等教育局長
厚生労働省青少年
文部科学省ス
局長
均等・児童家庭
厚生労働省社会
厚生労働省社会
・援護局障害保
健福祉部長
経済産業大臣官
房審議官
経済産業省商務
情報政策局長
林 洋和君石川 正君
瀬川 勝久君
瀧野 欣彌君
有富寛一郎君
樋渡 利秋君
石川 薫君鷗谷 潤君
鳴谷 潤君

出、衆議院送付)

○委員長(小川敏夫君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案審査のため、本日の委員会に政府参考人として、理事会協議のとおり、警察庁生活安全部長瀬川勝久君外二名の出席を求める、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔質疑のある方は順次御発言願います。〕

○委員長(小川敏夫君) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

○松井孝治君 わたしもおはようございます。民主党の松井孝治でございます。前回に引き続いて、法案の質疑をさせていただきたいと思います。

前回の議論で、インターネット社会の光と影という話をさせていただきました。今日は、理事に御配慮をいただきまして、特に細田大臣担当大臣を、御出席いたすことになりました。細田大臣、御公務の関係で後半にお見えになりますので、その問題は後半に質問をさせていただきたいと思います。

まず、前回の委員会でも一言申し上げました
が、この法律の適用に当たつて成り済ましとい
う問題が懸念をされています。要するに、会社で
自分のパソコンを自分以外の方がいじられて、その
誘引する行為の規制等に関する法律案(内閣提
出、衆議院送付)國務大臣
(國家公安委員會委員長)

谷垣 順一君

阿部 正俊君
亀井 郁夫君
長谷川 清君
吉川 春子君
田村耕太郎君
竹山 裕君
西銘順志郎君
野沢 太三君
山崎 正昭君
岡崎トミ子君
川橋 幸子君
松井 孝治君
白浜 一良君
山口那津男君
島袋 宗康君
黒岩 宇洋君出席者は左のとおり。
委員長 理事
森下 博之君

委員

名前で異性紹介サイトで誘引行為のようなことをされてしまつたようなときに果たしてどうなるのか。あるいは、最近はインターネットカフェというような公衆のスペースでアドレスを打ち込んで、場合によってはそれは人のアドレスを打ち込んでそういうサイトに書き込みをされるケースも出てくると思います。そういう場合に、これ、成り済まし問題が出てくると、当然のことながら、そういうことが行われるといふことになろうと思いますが、そうすると、成り済ませて、例えは谷垣大臣が、谷垣大臣のメールアドレスを使ってインターネットカフェや、あるいは御自分のパソコンや、どこかで自分が知らない間にそういうた行為をだれか第三者がなされると。それで、谷垣大臣の実際のサーバーが検査対象になるとか、あるいはサービスプロバイダーに契約をしているとしたら、そのサービスプロバイダーにおける谷垣大臣のいろんな通信記録が検査対象になるというようなことがこれ現実にあるわけでありまして、こういう成り済まし問題について、これは政府参考人からでも結構でござりますので、具体的に成り済ましの可能性があるからといって検査しないわけにもいかないでしょ、この法律の運用上。しかしながら、そういうことで、第三者によって勝手に通信が行われて、その累がメールアドレスを使われてしまつた人に及ぶというようなこと、あるいは、その成り済まし問題を契機に過剰な検査が行われてしまふことはないだろうかと、そういう懸念が各方面から最近寄せられています。これについての御見解を賜りたいと思います。

○政府参考人(瀬川勝久君) 成り済ましの問題といいますのは、いかなる犯罪においてもこれ考えなきやいけない問題でございますし、特にイン

ターネットに関連する犯罪におきましては、非常に匿名性が高いことでそういう懸念があるのはもう当然のことだろうというふうに思いました。

私どもとしましては、このインターネット異性紹介事業を利用した不正誘引に係る罪につきましては、まず公開のデータベース等を使いましてそのサービスを特定をすると。それで、検索差押令状等によりまして通信ログを差し押さえるということです。まずその端末を特定をするという検査としては第一歩だと思います。

その端末を利用して不正誘引を行つた者がだれかということについて次に検査をすることになるわけがありますが、その端末についての、端末の契約者でありますとか、それが使われた時間、実際に不正誘引の書き込みが行われた時間などをしっかり確認をいたしまして、だれがそのときそこの端末を使つていたのかということを次に特定をしていくということになるわけでございます。

この場合に、御指摘のようななり済ましをしている者がいる、そういう可能性があるということは十分配慮して検査をしなければいけないと考えております。

それから、インターネットカフェの場合は、特に問題がなかなか難しいというふうに思います。インターネットカフェにつきましては、そのカブエにあります端末は特定されるわけでござります。

それから、インターネットカフェの従業員等に対する事情聴取でありますとか、そういう検査を通じまして、実際その時間にその端末を使つた者との特定に努めるということでござります。

それから、関係のない人に迷惑が掛かるのではないかという御指摘もございまして、その成り済ましによる犯罪が行われた場合、その検査の過程におきましてその名義人から事情を聴取するというようなことは、検査の過程でこれは当然あり得るわけでございますが、御指摘のとおり、被疑者

でない者に過重な負担を掛けることがないよう適切な措置を講じていく必要があるというふうに思いました。

犯罪検査規範におきましても、その十条で、検査を行うに当たっては、常に言動を慎み、関係者の利便を考慮し、必要な限度を超えて迷惑を及ぼさないように注意しなければいけないという規定が犯罪検査規範にもございます。これをしっかりと踏まえて対処してまいりたい。特に、児童が当該名義人であるというような場合もございます。

その児童については、これも犯罪検査規範に規定がございますが、他人の耳目に触れないようにするなど、児童の心情を傷付けないように配慮した措置を講じていく必要があると、こう考えております。

○松井孝治君 今のお話を伺いまして、まずは端末から入つていくと。

したがつて、仮に、どこかのインターネット異性紹介サイトで谷垣大臣のメールアドレスがそこに載つていたと、ここに連絡してねといつて谷垣大臣のメールアドレスが載つていたと。これはもうだれでも使えるわけですね。特に政治家でも、あるいはホームページなんかを開設してメールアドレスを明らかにしている人のメールアドレスであれば、あるいは携帯番号であればどこにでも使えるわけですね。どなたかが。

これは、よく言われているのは、最近、小さなお子さんも携帯電話を持たれている場合が多い。

そうすると、いたずらで、人の携帯電話の番号とかメールアドレスで、何かだれそれにここに連絡してくれというメールを打たれるというケースがあるわけでありまして、その手のことというのは本当に極めて簡単にだれにでもできることであります。そして、そういう意味では、故意にだれかを陥れようとか、あるいはからかおうとかいう形で、人のメールアドレスを使って、そこに連絡をしてくるというメールを打たれるというケースがあります。

○松井孝治君 是非よろしくお願ひをいたします。

細田大臣、今日は所管外の委員会であるにもかかわらず、法案審査という意味で所管外であるにもかかわらず御出席いただきましてありがとうございました。

細田大臣にわざわざおいでいただいたのは、前回の委員会で私が御質問申し上げましたこのインターネット社会の光と影の部分に我々がどう対応するか。警察庁あるいは国家公安委員会としての対応もある部分必要かもしれません、何でもかでも国家公安委員会がいきなり出ていつて規制をするというのは、インターネット社会を健全に発展させる上で私は好ましくないと思つていま

す。前回も加藤副大臣にも御出席いただきて、残念ながら時間の関係で御答弁いただけなかつたわけありますが、前回御議論をさせていただいたのが記載されている方の通信記録を検査されるというようなことがあれば、これはもう社会的に大混乱に陥つてしまつてありますので、今、局長がおつしゃつたような形で、非常にそこは慎重に留意をいただいて、やはりインターネット社会全体が混乱に陥つたり、あるいはこれが過剰な検査に結び付くようなことがないよう是非とも御配慮をいただきたいんですが、大臣、一言、御答弁をお願いします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、松井委員がおっしゃった点は、成り済ましというのはほかの犯罪でもあるというのは先ほど局長の答弁のとおりでございまして、検査上難しい問題があるわけです。が、特にインターネットの場合には、非対面性といいますか、そういうものが非常に長所となる反面、また問題も生むという一つの例だらうと思います。

したがつて、インターネットに適した検査手法、これがいたずらに通信の秘密を害したりしないよう十分注意をしなければなりませんし、また、この特質に見合った検査手法をどう開発していくかといふことも真剣に検討しなければいけないと。委員の今御意見は十分頭に入れて対応をしたいと、指導したいと思っております。

○松井孝治君 はい。

細田大臣、今日は所管外の委員会であるにもかかわらず、法案審査という意味で所管外であるにもかかわらず御出席いただきましてありがとうございました。

細田大臣にわざわざおいでいただいたのは、前回の委員会で私が御質問申し上げましたこのインターネット社会の光と影の部分に我々がどう対応するか。警察庁あるいは国家公安委員会としての対応もある部分必要かもしれません、何でもかでも国家公安委員会がいきなり出ていつて規制をするというのは、インターネット社会を健全に発展させる上で私は好ましくないと思つていま

す。前回も加藤副大臣にも御出席いただきて、残念ながら時間の関係で御答弁いただけなかつたわけありますが、前回御議論をさせていただいたのが記載されている方の通信記録を検査されるというようなことがあれば、これはもう社会的に大混乱に陥つてしまつてありますので、今、局長がおつしゃつたような形で、非常にそこは慎重に留意をいただいて、やはりインターネット社会全体が混乱に陥つたり、あるいはこれが過剰な検査に結び付くようなことがないよう是非とも御配慮をいただきたいんですが、大臣、一言、御答弁をお願いします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、松井委員がおっしゃった点は、成り済ましというのはほかの犯罪でもあるというのは先ほど局長の答弁のとおりでございまして、検査上難しい問題があるわけです。が、特にインターネットの場合には、非対面性といいますか、そういうものが非常に長所となる反面、また問題も生むという一つの例だらうと思います。

したがつて、仮に、どこかのインターネット異性紹介サイトで谷垣大臣のメールアドレスがそこに載つていたと、ここに連絡してねといつて谷垣大臣のメールアドレスが載つていたと。これはもうだれでも使えるわけですね。特に政治家でも、あるいはホームページなんかを開設してメールアドレスを明らかにしている人のメールアドレスであれば、あるいは携帯番号であればどこにでも使えるわけですね。どなたかが。

これは、よく言われているのは、最近、小さなお子さんも携帯電話を持たれている場合が多い。

そうすると、いたずらで、人の携帯電話の番号とかメールアドレスで、何かだれそれにここに連絡してくれというメールを打たれるというケースがあります。

○松井孝治君 はい。

細田大臣、今日は所管外の委員会であるにもかかわらず、法案審査という意味で所管外であるにもかかわらず御出席いただきましてありがとうございました。

細田大臣にわざわざおいでいただいたのは、前回の委員会で私が御質問申し上げましたこのインターネット社会の光と影の部分に我々がどう対応するか。警察庁あるいは国家公安委員会としての対応もある部分必要かもしれません、何でもかでも国家公安委員会がいきなり出ていつて規制をするというのは、インターネット社会を健全に発展させる上で私は好ましくないと思つていま

ても、やはり憲法で保障されている表現の自由との関係がございますので、いたずらに表現行為を損なうような方法というのはいかがなものかと、慎重に検討していかなければないと考えております。

そういう中で、見たくない人が偶然に見てしまふことのないような方法として、コンテンツの中の文字や表現、これを判別しまして、これが含まれるコンテンツへのアクセスを遮断するフィルタリング技術というのが有効でありますので、その活用が普及していくように、その意義等についてホームページなどを通じて広く周知してまいりたいと考えております。

○松井孝治君 おっしゃるよう、表現の自由を侵すようなことが軽々に行われてはいけないと思いますし、そうしたフィルタリング技術の活用というのも私は一案だと思います。ただ、これも一つ間違うと難しいいろいろな問題を招来することになるんではないかと思います。

○政府参考人(上田茂君) 自殺サイトの問題を前に議論するプロセスで、自殺対策は、これは警察

などではなくて厚生労働省なんですよというお話をございまして、それは必ずしも自殺問題イコールすべて厚生労働省ということでもないんでしょうけれども、厚生労働省としては、最近、インターネットサイトで自殺の誘引のようなことが行われているようなものがあるということについてどう現状認識され、どのような対応を取られているか、御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(上田茂君) お答えいたします。

インターネット上の自殺志願者向けサイトを通じて知り合ったと見られる同士の自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるばかりでなく、残された家族や周囲の者にも大きな悲しみをもたらしております。

また、全国の自殺死亡者は平成十年に三万人を超え、その後も横ばいの状態であり、国民の心の健康の確保の観点からも緊急に対応を要する重要な

な問題であるというふうに認識しております。

このため、厚生労働省といたしましては、平成十三年度より継続しまして、命の電話など、地域、職域における相談体制の充実強化、あるいは自殺防止に関する正しい知識の普及啓発、また自殺防止に関する研究の推進など、自殺防止対策を推進しているところでございます。

私ども、この提言を受けまして、今年度は新たにうつ病など、心の健康問題への対応方法を示しました自殺防止対策有識者懇談会、設置いたしましたが、この報告としまして、人ととのきずなを重視した温かな社会づくりを理念とする「自殺予防に向けての提言」が公表されたところでございます。

私ども、この提言を受けまして、今年度は新たにうつ病など、心の健康問題への対応方法を示しました保健医療従事者向けのマニュアルを作成、配付することとしておりまして、今後とも自殺防止対策を、着実に取り組んでいく考えでございます。

○松井孝治君 一般的なそういう自殺のできるだけ抑止というようなことは是非努めていただきたいわけですが、今おっしゃったようなことだけでは、なかなかインターネット上、これもちょっとある種のはやりのような現象になつていて、これを抑えるということにはそれだけではなく十分ではない部分もあるんではないかと思います。

やはり、この自殺の誘引もそうですねけれども、そのことにつきましては、例えばこれは中学校の学習指導要領、技術・家庭科でございますが、その中で情報モラルの必要性について考えさせるということが一つの教育上の大きなテーマになつてゐるわけでございまして、具体的には、個人の情報を利用したりすることによって、情報社会において情報の被害者となるばかりではなくて加害者となるおそれがあること、そういうことなどを教えてまして、情報モラルの重要性について子供たちに考えさせるということにいたしているところでございます。

今後とも、私どもいたしましては、小中高等

学校の教育活動を通じまして子供たちに適切な情報活用能力が身に付きますように、御指摘の点も含めまして情報教育の充実に努めてまいりたいと考えているところでござります。

○松井孝治君 矢野局長、ありがとうございます。

今、私が申し上げま

したのは中学校の技術・家庭科における情報モラルの取扱いについてでございます。そういう意味で、すべての学校において共通して教えられる内容となつてゐるところでございます。また、そのことは、発達段階に応じて、小学校あるいは中学校、高等学校、それぞれの発達段階に応じた教育がすべての学校においてなされることになつております。

○松井孝治君 それは、どういう先生が、どうい

う教科の先生が、技術・家庭の先生が教えておら

れるんですか。

○政府参考人(矢野重典君)

これは、中学校でい

ますと技術・家庭科でございまして、高等学校でいいますと、これは「情報」という教科を新しく新設いたしましたので、これはすべての生徒が学ばなければならない教科でございますから、これも情報を担当する教科あるいはそれを担当する教員によって教えられているところでございま

す。

○松井孝治君 それは、具体的にその教える先生

方は、従来の、情報科の先生はある程度そういうトレーニングなり最先端の知識を持つておられるのかかもしれません、技術・家庭科の先生方は、

そういう実際、インターネット社会におけるモラ

ルなりエシックスを教えるだけの研修なりを受け

ておりますか。

○政府参考人(矢野重典君)

これは、程度はござ

いませんけれども、私どもとしては、今御指摘の点について十分教えられるよう、国としてまた都道府県として計画的に研修を実施いたしておるところでございます。

○松井孝治君 是非、それはよろしくお願ひした

今日は経産省からも林局長、おいでいただいておりましたが、今お話をるさせていただきました。が、経済産業省は情報通信の産業面あるいは経済面の側面を見ておられると思いますが、これも、いろいろなネット詐欺であるとか、いろんな被害が出ていると思います。また、インターネットという新しいメディアというものが出てきてそこでいろんな活動が行われているときに、この規制の在り方、あるいは何でもかんでも規制すればいいということではなくて、どうやってこの情報通信といふことではなくして、どうやってこの情報通信と健全な社会を築くかということについて経済産業省の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人 林洋和君 お答え申し上げます。

先ほど加藤副大臣からお話をございましたけれども、私もでフィルタリングシステムを開発いたしました、六千の学校などに配付をして無償で使つております。そういう観点で、松井議員御指摘の自殺関連のサイトなどをこのフィルタリングの対象に拡大するかという検討はしております。

ただ、他方、松井議員御指摘になりましたよう

に、インターネットの世界は今後最も成長が期待される分野でございますし、国民生活の利便性の向上という点からも重要な分野だと思います。そ

ういう意味では、明らかに例えば児童を犯罪行為に巻き込んでいくような特定の形態を除いて過剰な規制は好ましくない、むしろ市場の創意工夫をどうやって最大限引き出していくかということが大切だと思つております。

なお、ちなみに、自動車が普及するときには車の負の側面、例えば交通事故であるとか、渋滞であるとか、排ガスであるとか、そういうマイナス面を含めて自動車文化論あるいは車社会論という議論が国民的に行われたと承知しておりますし、例として適当かどうか分かりませんが、悪書追放とか、そういうものがあつたわけでござります。

ITとかインターネットというのは、ともすると技術論とかあるいは利便性だけに目が奪われるが、インターネットオークションで例えばどれども、今までざいますけれども、今申し上げたように、

いろんなネット詐欺であるとか、いろんな被害がいろいろなネット詐欺であるとか、いろんな被害が出てると思います。また、インターネットといふ新しいメディアというものが出てきてそこでいろんな活動が行われているときに、この規制の在り方、あるいは何でもかんでも規制すればいいということではなくて、どうやってこの情報通信といふことではなくして、どうやってこの情報通信と健全な社会を築くかということについて経済産業省の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人 林洋和君 お答え申し上げます。

先ほど加藤副大臣からお話をございましたけれども、私もでフィルタリングシステムを開発いたしました、六千の学校などに配付をして無償で使つております。そういう観点で、松井議員御指

摘要

ういう観点から国民的な議論を行つて、過剰な規制によらないで社会全体が自発的に取り組んでい

るという姿勢が大切ではないかと思つております。

○松井孝治君 今、自動車の例示を出されて、な

るほどと思いました。

おっしゃるように、自動車という新しい媒体と

いうか乗り物が出てくることによつて社会、非常

に便利になつたわけですが交通事故が非常に増

大するとか、大気汚染の問題であるとか、騒音の

問題であるとか、様々な負の側面も出てきた。こ

れは当然警察が交通安全規制を導入するとい

う形で対応しなければいけない部分もあつたし、環

境規制を設けなければいけないという部分もあつ

た。しかし同時に、交通安全運動というようなも

のを地域でどうやって盛り上げていくのかとい

うような形で市民社会が努力した部分、あるいは、

自賠責保険のような経済的自動車事故について

のリスクを社会全体でどうやって軽減するかとい

うようなシステムも自動車の普及に伴つて、モー

タリゼーションの普及に伴つて、工夫が社会的に

凝らされてきたというふうに言えると思います。

それでも、やはり自動車の問題といふのはいま

まだ、明確な形で市民社会が努力した部分、あるいは、

自賠責保険のような経済的自動車事故について

のリスクを社会全体でどうやって軽減するかとい

うようなシステムも自動車の普及に伴つて、モー

タリゼーションの普及に伴つて、工夫が社会的に

凝らされてきたというふうに言えると思います。

それでも、やはり自動車の問題といふのはいま

まだ、明確な形で市民社会が努力した部分、あるいは、

自賠責保険のような経済的自動車事故について

のリスクを社会全体でどうやって軽減するかとい

うようなシステムも自動車の普及に伴つて、モー

タリゼーションの普及に伴つて、工夫が社会的に

凝らされてきたというふうに言えると思います。

それでも、やはり自動車の問題といふのはいま

まだ、明確な形で市民社会が努力した部分、あるいは、

自賠責保険のような経済的自動車事故について

のリスクを社会全体でどうやって軽減するかとい

うようなシステムも自動車の普及に伴つて、モー

タリゼーションの普及に伴つて、工夫が社会的に

凝らされてきたというふうに言えると思います。

そういう意味で、私、前回、谷垣大臣と質疑を

させていただいた氣になったのは、谷垣大臣の方

も、関係行政機関とも従来どおり協議をしながら

も、関係省庁間で連絡を取りながら、谷垣大臣も

何でもかんでも警察規制に乗り出すんだというこ

とではないというふうに私は理解していますが、

谷垣大臣の御意思は、谷垣大臣の方から、まず御

答弁をいただけますでしょうか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今、松井委員がおつ

しることは私、おおむね私も全く同意見でござ

います。

ただ、直ちに例えればヤフーなりなんなり事業者

とまず警察が話し合うというものでもないと思い

ますけれども、現実の犯罪を防いだり何かすると

きにどういう、それその事業者はどういう事業

としてのいろんな問題を持ち、警察からすればど

ういう関心があるのかというような情報交換やす

り合わせがありませんと、それをお互いの相手の

う事業者の方々がどれだけの落札情報を保存するかということでいろいろ議論がパブリックコメントに付されていて、一応、国家公安委員会としては一年間落札情報を保存してくれというふうにおっしゃっている。ところが、事業者からいうと、一年間の落札情報を保存するのは物すごい設備投資が要つて、これはとてもじゃないけれども、そういうことをやり取りされている。

これはひよつとしたら、この問題はパブリックコメントに付されて、またヤフーなどの事業者も

ある段階で折り合うかもしれない。だけでも、これすべてが同じ根っここの問題だと思うんです。

このインターネット社会で行われるいろんな様々な営みについてどの程度の規制をするかというの

は、私は警察署の規制も必要だと思いますけれども、それだけで済む問題ではないというのは、今、関係省庁の方から、副大臣あるいは政府参考人が

ら答弁いただいたとおりの問題ではないかと思うんです。

このインターネット社会で行われるいろんな様々な営みについてどの程度の規制をするかというの

は、私は警察署の規制も必要だと思いますけれども、それだけで済む問題ではないというのは、今、関係省庁の方から、副大臣あるいは政府参考人が

ら答弁いただいたとおりの問題ではないかと思うんです。

その意味で最後に、せつから細田大臣が御出席

ですから、最後に細田大臣にはコメントをいただ

きますが、その前に谷垣大臣として、どういうふ

うに関係省庁間で連絡を取りながら、谷垣大臣も

何でもかんでも警察規制に乗り出すんだというこ

とではないというふうに私は理解していますが、

谷垣大臣の御意思は、谷垣大臣の方から、まず御

答弁をいただけますでしょうか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今、松井委員がおつ

しすることは私、おおむね私も全く同意見でござ

います。

しかしながら、そこだけに任せるのでではなくて、いや、これは例えば経済産業省の知恵をもつ

て、いや、これは例えればヤフーなりなんなり事業者とコンタクトされるのは僕は大いに結構だと

思っています。そういうものについて、本当にインターネットといふのは一つの媒体ですから、そ

こを通じて本当にいろんな活動が行われている、

情報提供が行われている、あるいは情報交換が行われている、場合によつてはビジネスが行われて

いる。そういうものについて、本当にインターネットといふのは一つの媒体ですから、そ

こを通じて本当にいろんな活動が行われている、

情報提供が行われている、あるいは情報交換が行われている、場合によつてはビジネス

たいと思うんですが、細田大臣、端的に、そういう取組をされるおつもりがあるかどうか、御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(細田博之君) 先般、先生方には個人情報保護法案を御審議いただきまして、そのときも、川橋先生その他の先生から、これやるには担当の大臣を決めて、様々な各省に起こつてくる問題を統括して、しかも連絡をよく取りながら総合的な個人情報の保護を図る必要があるという御提言をいただきました。そうなりましたら、それが真実のものとなりまして、明日、私もその担当大臣になることになりました。

それは、したがつて、直ちに関係各省と、どういう問題が起こつて、所管等の問題もありますが、どのように国民の皆様におこたえしながらやつていくかということを皆で協議しようと、こういう協議体ができるわけでございます。

それと非常に似たような状態が発生しておるわけございまして、IT戦略本部において、今、新IT戦略 基本戦略のIIというものを今パブリックコメントにかけておりまして、六月十二日までコメントが様々出てまいりますので、七月上旬までにこれをセットいたしますが、その中にはつきりと、「情報セキュリティを確保し、不正アクセス、違法・有害な情報の流通その他の不正行為に対処するための対策を推進する。また、必要な法制度の検討を行う。」と明言しております。

したがいまして、今回の規制法というのは、いろいろ起こってきた社会現象の中で、最もこの点は法規制でなきやならないというのがはつきりしておりますので、警察庁の方でも御検討いただいていると、光と影の部分で、eエシックスといひますか、いろいろな倫理的な問題も含めて社会問題が次々に起きてまいる。しかも、それが文部省の問題だつたり経済産業省だつたり総務省だつたり、関係各省、もちろん警察の問題であつたりするわけでございますので、政府としては、

できるだけこれを統一的にまた考え、また情報も集めていかなければいけません。

どういう社会現象が起こつておるか、その中で、本来法律で規制すべきものは何であるのか、できないものあるいは今の現行法でできるもの、できないものは何であるのか、あるいはどのような対応をしていかなければならないのか。教育の方でお願いする部分もあるでしょうし、社会的な現象として社会で対応すべき問題もあると思ってるので、そういったことにつきまして、当然ながら国家公安委員会、警察庁にも入つていただくとともに、関係各省も広く呼び掛けて、関係の連絡の会議は少なくとも持ちたいと思っております。

閣僚会議が必要かどうかというような点についてはちょっと検討をお任せいただきまして、少なぐとも実質において松井議員のおっしゃるような御趣旨に沿つて、今の社会の激動、そしてインターネット社会の進展に対応できるような対応をしてまいりたいと思っております。

○松井泰治君 是非よろしくお願ひします。

私の持ち時間終わりましたので、終わります。

ありがとうございました。

○川橋幸子君 それでは、引き続き、民主党・新緑風会の川橋幸子でございますが、質問させていただきます。

今、お手元に資料配付をさせていただきまして、これはどういう資料かといいますと、上方に、ツー・エキコカワハシ・アットマーク・サンギン云々かんぬんと書いてありますように、会館の中のパソコンに送られてきたメールでございます。

衆議院もそうかも分かりませんが、参議院の方もこうした有害情報にはフィルターが掛けられているとかと伺うんですが、フィルターの目をかぎり・イン・ロシアと書いてあって、何か海外みせんけれども、こういうものが入つてくる。

IT社会の明と暗という話がずっと続けられて

きましたけれども、暗の部分というのは、本当に私たち余り知らない。何とかどこかで引っ張つたら出てくるかなと思いましたら、私のところの秘書さんが、そんなの先生、ここで拾えますよ、この間ごみ箱に入れたばかりのものですから出しますといつて出したのです。多分、ほかの先生方もごみ箱に捨てていて気が付かれないとなんじやないかと思いますが、こういうものが配信されてくるということをございます。この少女だろうと思います、顔があどけないですものね。

まず、こんなふうな暗の部分というのが、この立法府の中でも、野放しとまではいかなくても出てくる。こういう状況について、まず大臣から一言感想を伺わせていただいて、次いで、警察庁の方からお答えいただきたいのは、これ、児童ポルノ処罰法の構成要件に該当することではないかと思うのですが、こういう有害情報については、今、事例を、委員会の質問の場で差し上げるというのもちょっと方法が悪いかも分かりませんが、差し上げましたので、調べていただけるかどうか、児童ポルノに該当して取締りの範囲になるのかどうか調べていただけるのかと、これを事務の方に伺いたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 川橋委員のパソコンにこういうものが届いていたということでございまが、本当にこういう、何といふんですか、子供にとって有害なコンテンツと申しますか、我々が想像する以上にあふれているんだと思います。

実は、私も携帯電話、しばらく前にいわゆる迷惑メールというのはたくさん入りまして、これは迷惑メールと申しましてもほとんどが出会い系みたい、お寂しいあなたにというような題でどんどん入つてくるもので、自分のメールアドレス、携帯電話のメールアドレスを変え、このごろは

そういうものにどう有効に対処するかというのについておりますので、御検討いただいていると、光と影の部分で、eエシックスといひますか、いろいろな倫理的な問題も含めて社会問題が次々に起きてまいる。しかも、それが文部省の問題だつたり経済産業省だつたり総務省だつたり、関係各省、もちろん警察の問題であつたりするわけでございますので、政府としては、

ますけれども、警察としても大変苦慮しているところでございまして、シーパスという児童ポルノ自動検索システムというのを去年の九月から警察で開発しまして、児童ポルノ事件に対応しているんですが、今まで、去年の九月から、外國から発信されている児童ポルノ画像、二十一件発見しましたが、それで、それぞれの国や警察に通報、情報を提供しまして、共同で言うなれば規制の実を上げようというようなことをやっているわけでございますけれども、新しい技術に対してどう通信の秘密等を確保しながら対応していくかというのはなかなか難しい問題でござりますけれども、一生懸命議論をしながら進めたいと思っております。

○政府参考人(瀬川勝久君) お示しの資料でございますが、この資料からだけでは直ちにこれが児童ポルノに当たるのかどうかということは判然といたしませんが、よく内容を精査、検討してみたいと思います。

○川橋幸子君 ということで、こういうものが届いた場合の処理の仕方なんですが、ある程度の年齢いつてしまえばみんなごみ箱捨てるんですけども、たまたまやつぱり引っ掛かる方もいらっしゃると思うんですよ。

それで、そういう危険を少なくするために大人が何ができるかということを考えますと、こういう情報を得たときに、ぱつとどこか有害情報を集中して集めてくださるところ、有害情報一一〇番みたいなもの、そういうものがあると、一応こういうものを容認したわけじゃないということを示して、そこの窓口の方に転送すれば、余り来ても困るかも分かりませんけれども、ある程度、有害情報の規制ができるのではないかと思いますが、有害情報一一〇番というような、こういうアイデアはいかがでございましょうか。大臣の方にお伺いします。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今のところ、そういう一二〇番みたいなものが特にできているわけではありませんけれども、先ほどからの御議論のようないふふれております。

そういうものにどう有効に対処するかというのについておりますので、御検討いただいていると、光と影の部分で、eエシックスといひますか、いろいろな倫理的な問題も含めて社会問題が次々に起きてまいる。しかも、それが文部省の問題だつたり経済産業省だつたり総務省だつたり、関係各省、もちろん警察の問題であつたりするわけでございますので、政府としては、

あるいは事業者の自主的な措置であるとか、それから、やはり教育といいますか、情報リテラシーというようなことになるのかもしれません、広報啓発ですね。それから、警察だけではなく、ボランティアの間でもこういうのを抑止するためのサイバーパトロールを行っているようなところがございますので、そういう工夫をしながらやっているわけありますけれども、違法、有害な情報を集約してやっていったらどうだという、なかなか私は大事なアイデアではないかと思います。

それで、その在り方ににつきましては、先ほど細田大臣もおっしゃいましたけれども、IT戦略本部などで、IT基本戦略Ⅱというんでしようか、その中で、安心・安全な利用環境の整備というような議論が行われておりますので、そういうところで、委員の今のアイデアをもう少し具体的に詰めていく必要があるのかなと考えております。

○川橋幸子君 今回の法案の中で、私、やっぱり一番問題に感じるのは、六条の、児童に罰則が掛かると、あの部分です。子どもの権利条約によれば、子供は社会によって愛されて、育てられて、教育を受けて、そして大人になっていく。そういう子供たちに罰則をかける、どうも私は欣然といったしません。

今回、そういう措置をお取りになられたのは、それは、その結果が児童買春にとどまらない、犯罪といいましょうか、児童買春も犯罪だと私は思いますが、レイプがあつたり殺人があつたりと、非常にそういう危惧がされるので、むしろ入口でストップさせるというようなお話をございましたけれども、被害に遭うのもやっぱり少女の方なんですね、殺されたり、レイプされたり。被害に遭つて命まで落としているのに、何だおまえ書き込みして悪いんだぞ、罰金というのは、どうもびたつところないのでございます。

そういうことで、私は、今回の法案の中で欠けている点というのは、やはり子供たちを守つてあ

げるための予防措置、これが欠けているのではなかるかと思うのでございます。

そこで、今日は、先ほど松井議員もそのような質問をされておりましたが、私もそういう視点で見ておりましたら、で、質問通告しようと思つて警察庁の方の担当の方に来ていただきましたら、先生おっしゃるような趣旨はちゃんととて平成十四年十月二十一日の青少年育成推進会議申合せとしてあるんですよ。この法案の合本資料の一番最後でございますけれども、あつたのですね。

記、「1 広報啓発活動等の推進」と書いてあります。中身を見るとやっぱり、子供たちが保護されるようにということが書いてございまして、主要推進省庁として警察、文部科学省、内閣府等と書いてございます。ということで、それから、3の取締りの強化の(3)のところをごらんいただけますとよろしいのですが、被害者の早期発見・保護の徹底ということも書いてあって、この主要推進省庁を見ますと警察庁、法務省、厚生労働省などなつていております。

こういう法案が出てくるときは、こちらの申合せはその後どうなつて、子供を守る体制ができる上がつているのかと、整合性のあるものをお出しいだくべきだったのではないかと思いますが、まさすそれでは、この申合せは一体どうなつたのか、その後どうなさつていらっしゃるのかを、文部科学省と厚生労働省の方にお伺いさせていただきま

す。

○政府参考人(田中壯一郎君) インターネット上の出会い系サイトの利用によりまして子供たちが被害に遭うことを防止するということは、家庭や学校を始め社会全体で幅広い取組を推進していくことが大切であるというふうに考えておるところございまして、文部科学省といたしましては、

いまとして、保護者が家庭で適切な指導ができるようになりますと、そういう相談が児童相談所にありました場合には、児童の心身の状態や家庭環境、生活環境など、総合的に調査、判定を行いまして、いろんなケースがあるんですけれども、例えば、児童相談所にその児童に通つても

うにするという観点から、思春期の子供を持つ親のための講座というものを開催しておるわけでござりますけれども、そういう中で出会い系サイトの問題を取り上げるということと、それからこの講座自体を充実すること、あるいは、昨年度には思春期の子供を持つ家庭教育用ビデオというものを作つたわけでございますけれども、この中におきましても出会い系サイトに関する問題点等も取り上げておるところでございます。

また、二つ目には、その出会い系サイト等の性情報に対しまして、子供が自ら批判的な目を持つて対処するとともに、倫理性や規範意識を持つて責任ある行動を取れることが大切であるという観点から、性に関する指導の一層の充実に努めておるところでございます。

さらに、子供たちがインターネットの利用に因したトラブルに巻き込まれることのないよう情報活用能力の育成、特に情報モラルの必要性に関する指導の充実にも努めておるところでございまして、これらに関しましては、都道府県教育委員会等を対象といたします各種会議を通じまして、その周知に努めておるところでございまして、その協力も得まして、出会い系サイトに関する利用の危険性、現行の法規制の内容や検挙状況等についての情報提供を行いますとともに、各教育委員会あるいは学校においてこれらの施策に積極的に取り組んでいただくよう、指導をしておるところでございます。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 児童買春の被害に遭つた子供の保護につきましては、この出会い系サイトについての昨年の十月の関係省庁の申合せ以前から、児童の買春、ボルノ法の施行の一部を厚生労働省がつておりますので実施をしてまいっております。

具体的に申し上げますと、そういう相談が児童相談所にありました場合には、児童の心身の状態や家庭環境、生活環境など、総合的に調査、判定を行いまして、いろんなケースがあるんですけれども、例えは、児童相談所にその児童に通つても

らつて継続的にカウンセリングをするケース、また緊急的に保護をする必要があるというふうに判断された場合には児童相談所の一時保護所で一時保護をするケース、また、総合的な判断の結果、児童の生活全体の立て直しが必要であるというふうに考えられる場合には、児童養護施設などに入所をしていただいて、そこで保護・自立指導をするケース、そしてやはり、心身の状態から医療の必要があるというふうに思われる場合については医療機関のあつせん、こういうようなケースに応じて対応しているところでございます。

昨年の十月の申合せがございましたので、従来からやつていていることではございませんけれども、今年の三月に全国の児童福祉主幹課長を集めた会議がございましたので、そこで、文書でそのことを再度徹底し、特に警察とよく連携するようについて指示をさせていただいたところであります。

○川橋幸子君 ところで、出会い系サイトにアクセス、試みにですよ、なさつたことございませんですか、大臣は。——ノーですね。御自分、自分の方からです。

○川橋幸子君 ところで、出会い系サイトにアクセス、試みに見てみまして、見ただけでござりますけれども、試しにやつてみました。

○川橋幸子君 ジャ、両局長はどうですか。やつてごらんになりましたか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 自分の方から。

これ作りますときに試しに見てみまして、見ただけでござりますけれども、試しにやつてみました。

○川橋幸子君 ジャ、両局長はどうですか。やつてごらんになりましたか。

○政府参考人(田中壯一郎君) 私もそのサイトは見ましたけれども、そこを利用したことはございません。

○政府参考人(岩田喜美枝君) サイトも見ておりませんけれども、今日のお話を伺つて、早速やっぱり見るべきだというふうに思いました。

○川橋幸子君 私も分からなくて、質問するからには、ちょっと、どうやつたらアクセスできるのかもしれませんけれども、今日のお話を伺つて、早速やつぱり見るべきだというふうに思いました。

○川橋幸子君 私も分からなくて、質問するからには、ちょっと、どうやつたらアクセスできるのかやつてみよとかと。ランダムに向こうから配信されたものでリターンするのが一番早いようですがありますけれども、自分の方からアクセスするに

は、これ警察の方の事務方の方がくださつたんで
すけれども、まあ何と、仮登録手続があつて、本
登録手続があつて、書き込みの閲覧があつて、あ
とは受信の仕方があつて、これなかなか大人は覚
えられないですね。子供ですとちやかちやかちや
かちやかつて猛烈なスピードでやりますけれども、
も、これだけ情報がはんらんしているけれども、
デジタルデバイドがあるせいで、私は自分は
守られている。でも、子供たちはさらされている
のですよ。

どうでしょうか。大臣はやっぱり、警察の所管じゃないというふうにおっしゃられるのでしようか。別に閣僚会議でなくたって構わないですか。そういうやり方を学んで、やっていただきたい。

○川橋幸子君 それでは、そういう問題提起を是非機会のあるごとに大臣にも発言いただき、あるいは両局長にも御努力いただいて、そうした新しいネットワーク社会には新しい相談手法、場の作り方があることを御検討いただきたいと思います。

イダーとか、そういう事業者側の社会的な責任というものは大きいと思うわけでございます。それで、例えば欧米諸国では、こうした企業側が自主規制するとか、「一社だけじゃなくて共同で共同規制」コレギュレーションと書いてございましたけれども、そんな手法ができてまして、ヨーロッパでは、ヨーロッパの場合はサイバーフェア条約、これを締結しているそうでございますのでも、国を超えてISP、インターネットサービスプロバイダーや会社いうものがそう、うる主見

もやるしというお話をあつたんですが、欠けているのは、子供個人が自分から気軽に何か相談に行ける場所。児童相談所というのは随分、これは既に起こつた事件の後の保護という感じになつてしまひでしようし、文部省の方も、都道府県教育委員会を通じて何たらかんたらといつても、子供の方はびんとこない。

いろいろなところで子供たちを、何といふんでしま
うかね、気軽に、そういう害悪からどう身を守る
かというのを教えてくる、主にボランティアの方
たちが多かつたと思うんですが、そういうのを見
てまいりました。日本でも、そういうようなこと
をやつておられるボランティアも随分あるようだ
思います。

さつてくださいましたアンケート調査がございます。私はと伺いましたが、二十人ぐらいの小さなクラスで、子供たちからアンケートを取つたのですね。

そこで、残りの二省庁、二局長さんおいでだと
思いますが、そうした行政や司法あるいはプロバ
イダー、コンピューターカードなど、そういう関係
者が集まつて官民一体の何かレギュレーション作
りをしていただぐ、これは有効ではないかと思
うが、どうぞよろしく。

今の子供はやはりフレイドかとても高い期待が大きいせいでしょうか。だから、親に対しても突っ張りますし、先生に対しても突っ張るし、そうかといって悩みをだれに打ち明けていいか分からぬといふことでございまして、私は、そういう出会い系サイトの危険にさらされている子供たちに対する予防措置として、まあ何か、何か先ほども大臣もう既にお答えになつていらっしゃるのかも分かりませんけれども、第三者機関、官庁でなくともよい、気軽に利用できる、そういうところが必要なんぢやないかと思います。

そこで、警察として何かができるかということなんですが、警察としては、こういう問題もそうでもなし、一方、少年自体が犯罪者になるというのも随分多いものですから、少年問題というのは警察活動にとつて大きな柱でございます。それで、それに対応していくときに、個々の犯罪だけに対応するのではないかで、きなくて、言わば子供たちの居場所作りみたいなのが結局最後は、犯罪をどう防ぎ子供たちを保護していくかという意味でも、居場所作りみたいなのが結局最後は求められるんですね。

る、何かとこかに名簿が拿出されているのかなんて思ってしまうような、そういう回答率でござります。どんなメールが来ますかというと、出会い系サイトの宣伝とか、人妻、女子高校生、これいは男の子のクラスのようですね、など変なものとか、エロ画像、いかがわしいメール云々かんぬんというものが子供たちからアンケート調査の結果、出てくるわけでございます。出会い系サイトに書き込みをしたことがあるお友達知っていますかという、これも聞き方上手で、あなたは書き込みましたかと聞かないで、そういうお友達を知つていますかというと、十九人中四人があると

お呼びしていたのは、失礼しました、経済産業省と総務省でいらっしゃいますね。順にお願いいたします。

たまたま私は、去年、エイズの関係の視察に東南アジアに出掛けました。場所は、あれはカンボジアだったと思いますが、図書館なんですよ。図書館の中の一室にそういうコーナーが設けられていて、何もそこに出入りするのを、もう後ろを見てい、見られているかというようなことを子供が気遣いする必要がない、子供たちが集まる自然の場所にいて、お兄さんお姉さん役の人がいて聞いてあげる。私はこれが必要なんだと思います。

場の警察がどこまでそこに踏み込んだらいいのか、という迷いも率直に言つて現場にはあるんだろうと思いますが、例えばもう犯罪にさらされるような場所に子供たちが集まつて、いろいろ話してもら、ただ大人が行つても反発を受けると。だけれども、居場所作りや何かで、実際に一緒にスポーツをしたことがあるような警察官が行つて話をすると割合聞いてくれるという、そういうような実践例もあるよううに聞いておりますので、実は警察がど

いう答えがございまして、その結果何かありますかという問い合わせをすると、何もなかつたといふものもあるんですが、四人中お一人がすごい被害に遭つていただという、そういう答えが出てくるのでございます。

先ほど松井議員の方でも関係省庁の話、それで私も関係省庁の話をしているわけでございますけれども、やっぱり、悪質なサイトを排除することは大人的責任ですよね。携帯電話会社とかプロバイ

「くみ」というパンフレットを作りまして、ホームページに載せたり、教育機関や携帯電話の販売店等へ配布を行つております。

ちなみに、どういう中身かといいますと、ウェブサイトの内容を評価する仕組み、例えば、ヌード、セックス、暴力、言葉、その他というふうに分けまして、四段階から四、三、二、一、ゼロというふうに段階付けをするその評価のシステムと、それからパソコンにインストールするソフト

ウエア、この二つの仕組みで、現在のところ一以上に、一、二、三、四に該当するのが三十六万件でございます……

○川橋 幸子君 その辺でおしまいにして、総務省さんの部分も少し残していただいて。

○政府参考人(林洋和君) はい。以上でございま

す。
○政府参考人(有富寛一郎君) 私ども、今、先生言われたようなことの観点、非常に重要だというふうに思つております。既に、先ほど御指摘ありました青少年育成推進会議の申合せに基づきまして、各種事業者、特に携帯電話の会社、それから事業者団体等に対しまして要請をしておりまして、既に、申合せがありましてすぐ、一ヶ月以内でござりますけれども、団体の方でございますと、プロバイダー等の団体、これは電気通信事業者協会、それからテレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会というようなことに對しまして要請を行い、即座に対応していただいている間に、加えまして、各携帯電話会社におきましては、もう発表しておりますけれども、公式サイトだけを接続すると、いわゆる、今、先生任せで、そこで接続をしないようにするという御指摘のあるよう、言わばいかがわしいサイトが多い一般サイトについては、利用者の選択に任せて、そこで接続をしないようにするという明治四十年代制定の我が刑法、そして昭和三十年代初頭に制定された売春防止法も、売春、買春処罰の規定はないわけですが、まず法務省にお伺いしたまでは、社会に非常に大きな害悪をまき散らす危険性のある行為については、やはり適切な取締りの手法が必要かなと思います。そのバランスが一番大事なところではないかと考えております。

○吉川春子君 ちょっと難しい問題なので、引き続きこの問題は議論していきたいと思います。第二条のインターネット異性紹介事業の定義は広過ぎるという批判があり、私もそう思います。インターネットの買春目的の利用というのは、政

府のアンケートでもごく少ないわけで、この法案は、異性的のメル友を欲しいという場合の利用もかなり禁止されます。十八歳未満の異性交際、メル友全面規制、戦前の警察みたいとは言いませんけれども、こういう形になれば、これはやり過ぎではないでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 本法の二条二号の定義でござりますけれども、これは、実際に児童を被害とする犯罪が多発をしておりますサイトにつきまして、その実態を分析した結果、面識のない異性との交際を希望する者を対象としてサービスを提供していることや、異性交際に関する情報を書を増やしていく結構でございますからやつていただきたいという、これは要望をさせていただいて、時間がないので、それじゃこれで終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○吉川春子君 共産党の吉川春子です。
子供たちの買春行為、この問題についてずっと議論しているわけですねけれども、出会い系サイトの規制法案の基本法とも言える児童買春、児童ポルノ禁止法では児童を相手とする買春行為が刑罰とされまして、これは単純売春行為、買春行為を処罰する最初の法律であり、画期的なものだと思

います。

明治四十年代制定の我が刑法、そして昭和三十年代初頭に制定された売春防止法も、売春、買春処罰の規定はないわけですが、まず法務省にお伺いしたまでは、社会に非常に大きな害悪をまき散らす危険性のある行為については、やはり適切な取締りの手法が必要かなだと思います。そのバランスが一番大事なところではないかと考えております。

○吉川春子君 ちよと難しい問題なので、引き続きこの問題は議論していきたいと思います。インターネット異性紹介事業の定義は広過ぎるという批判があり、私もそう思います。インターネットの買春目的の利用というのは、政

府のアンケートでもごく少ないわけで、この法案は、異性的のメル友を欲しいという場合の利用もかなり禁止されます。十八歳未満の異性交際、メル友全面規制、戦前の警察みたいとは言いませんけれども、こういう形になれば、これはやり過ぎではないでしょうか。

○吉川春子君 年齢に限らずですか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 失礼しました。

特に年齢に限らず、そういうふうな例になつて

いるというふうに思います。

○吉川春子君 この法案で児童が処罰されるとい

う点が最大の論点です。

○谷垣大臣は、児童の出会い系サイトの書き込み

これは公開のだれでもが閲覧できるサイトをざつと検索していくことになるわけですが、さいますから、そのことが通信の秘密に抵触するということはないと思います。

さらに、じゃ具体的にここに何かありということになつて検査をしていくことになれば、当然令状主義や何かでなければ更に踏み込んでいくことはできませんので、そういう意味で通信の秘密に抵触するということはないというふうに考えております。

○吉川春子君 では、その点について具体的にお伺いします。

警察が違反容疑のサイトを発見した場合に、あるいは警察が補導したいわゆる非行少女などと言うことを言つていいんでしょうか、補導した、非行は取つて、少女の携帯電話に当たるその通信履歴から電話番号、メールアドレスを得て、プロバイダー、コンテンツプロバイダーと言うんだそうですが、容疑者を特定するところになると特定するのか、犯人を特定するのか、明らかにしていただきたいと思います。

○政府参考人(瀬川勝久君) これは六条違反の検

査がどのようにして行われるのかという御質問であろうと思いますけれども、これは、ただいま大臣から御答弁がありましたように、サイバー・パートナーで出会い系、いわゆるインターネット異性紹介事業というものの掲示板を見まして、そこにおける不正誘引を見付けるということでまず検査が始まるというわけであります。全然、何といいますか、容疑がないといいますか、関係のない児童を街角で声を掛けてその児童が持つていてる携帯電話を調べて、そこから本法違反の検査を始めるというようなことは私どもとしては考えておりません。

それから、その検査の過程でございますが、そういう形でインターネット異性紹介事業における検査を利用した不正誘引というものを見つめました場合には、これにつきましてその令状等を得る等し

まして、どのような端末から、どこの端末からいつそういつた不正誘引の書き込みがなされたのかとということを、検査を進めていくというわけであります。これはもう当然であります、通信記録につきましては、検査差押令状を得て検査を進めいくということがあります。

○吉川春子君 任意の検査をまずやって任意に提出を求める。令状なしに任意に提出を求めるところ、こういうことは絶対にしませんね。

○政府参考人(瀬川勝久君) 通信記録につきまして、プロバイダーでありますとかインターネットの関係の事業者の方からそれを入手するという場合は、これはもう原則として令状をもつて行つてあるというものが実務上の扱いでもございます。

○吉川春子君 実務上の扱いということはちょっと不安が残るんですけども、総務省にお伺いいたします。電気通信事業法第四条の通信の秘密を侵してはならないという規定に基づきまして、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインが決められていますけれども、通信事業者が通信履歴を他人に提供できるのはどういう場合でしょうか。この法案の検査の場合はどうですか。

○政府参考人(有富寛一郎君) 電気通信事業法の第四条の保障する通信の秘密につきましては、今、先生言われたような通信の履歴とか、あるいは個別の通信とかいうものに関する、通信に関する失礼しました、通信履歴や個別の通信があろうと思いますけれども、これは、ただいま大臣から御答弁がありましたように、サイバー・パートナーで出会い系、いわゆるインターネット異性紹介事業というものの掲示板を見まして、そこにおける不正誘引を見付けるということでまず検査が始まるというわけであります。全然、何といいますか、容疑がないといいますか、関係のない児童を街角で声を掛けてその児童が持つていてる携帯電話を調べて、そこから本法違反の検査を始めるというようなことは私どもとしては考えておりません。

それから、その検査の過程でございますが、そういう形でインターネット異性紹介事業における検査を利用した不正誘引というものを見つめました場合には、これにつきましてその令状等を得る等し

ます。法に基づきますガイドラインにおきましても、「電気通信事業者は、情報主体の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信履歴を他人に提供しないものとする。」このように規定しております。

○吉川春子君 もちろん、警察もそうですよね。

○政府参考人(瀬川勝久君) そのとおりでござります。

○吉川春子君 この法案の犯罪ということになりますと、場合によつては携帯電話やサイトの様々な情報が警察の検査差押えの対象になり、その場合に、あつてはならないことがあります、通信の秘密、表現の自由を侵害する懸念があるわけです。誘引行為の犯罪検査の対象ということになれば検査差押えが行われて、通信履歴をすべて見られてしまうのではないかと心配されています。電気通信事業者が通信履歴を他人に提供できるのはどういう場合でしょうか。この法案の検査の場合はどうですか。

○政府参考人(有富寛一郎君) 電気通信事業法の第四条の保障する通信の秘密につきましては、今、先生言われたような通信の履歴とか、あるいは個別の通信とかいうものに関する、通信に関する失礼しました、通信履歴や個別の通信があつてはならないという規定に基づきまして、電気通信事業における個人情報保護に関するガイド

ラインが決められていますけれども、通信事業者が通信履歴を他人に提供できるのはどういう場合ですか。

○吉川春子君 この御質問にありますと、

○政府参考人(瀬川勝久君) この御質問にありますと、

○吉川春子君 この御質問にありますと、

も、プライバシーの権利というのは非常に大切で、自分の知られたくない情報を伏せておるといふことが権利の内容ですけれども、この法案にかかる検査においても通信の秘密を十分に尊重するとか、そういう、指紋の取扱いについては、ちょっと懸念が残るんですけれども、二十歳で消去するとか、そういうことをきちっとやって、余計な情報を警察に残さないということを私は強く要求しておきたいと思います。

それで、携帯電話と迷惑メールの問題に次に移りたいと思うんですけども、児童、とりわけ中高生における携帯電話の普及状況を把握しておられますか。

○政府参考人(瀬川勝久君) 私どもが関係省庁や業界関係者と一緒に行つておりますインターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会というものがございますが、これが昨年の十二月に、中学生、高校生、合計五百九十五人にアンケート調査を実施をいたしました。

その結果でございますが、携帯電話の保有率は全体では六三・九%、高校生では八八・九%といふことでございました。なお、十三年九月にも同様の調査を実施しておりますが、そのときは全体で五二・七%ということでございまして、これから見ますと一・二%増加をしている、こういう状況でございました。

○吉川春子君 すごい勢いで増加をしていくわけですが、児童がこの携帯電話の普及、そして児童が関連する犯罪と密接に結び付いているというふうに説明されているわけですね。

少年有害環境対策研究会、二〇〇二年の十二月の資料によりますと、出会い系サイトの利用による犯罪件数のうち、携帯電話を通じたものが九五%以上となっています。警察庁として携帯電話と出会い系サイトとの関連についてはどのように認識されていますか。

○政府参考人(瀬川勝久君) 携帯電話につきましては、これは何といいますか、いつでもどこでも、それから他人の目に触れずに利用できるという大

変な利便性があるわけですが、これがまた一方で、児童が出会い系サイトを利用するのに非常に安易に携帯電話を利用して出会い系サイトにアクセスするというこの原因となっているものというふうに見ております。

○吉川春子君 本当に少年有害環境対策研究会の数字を見ても驚くべき数字になつておしまして、携帯電話に対する対策といいますか、便利なもので、これ非常に緊急に求められています。

迷惑メールについて伺いますけれども、昨年八月の内閣府の児童の性的搾取に関する世論調査によりますと、児童が出会い系サイトへの接近をする一番大きな原因が迷惑メールからで五二・五%となつています。あるプロバイダーの調査で、迷惑メールの八割が出会い系サイト系で、二割がアダルト系という話もありますけれども、大臣としてはこの迷惑メールについてどのように認識されておりますでしょうか。把握されておりますでしょうか。

○政府参考人(瀬川勝久君) 私どもの方で出会い系サイトを利用した児童買春事件の被害者につきまして、どういうきっかけといいますか、端緒でその当該出会い系サイトを知ったのかということを調査をいたしましたところ、広告メール、これはほとんどそのいわゆる迷惑メールでございますが、これにより知った割合といつのは一五・七%といふことでございました。

迷惑メールの規制につきましては、昨年の七月から特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、あるいは、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律といふものが施行されているわけでございますが、現在もなお、こういった迷惑メールもあると思いますので、その辺をどう判断してやつていくのかというような、恐らく技術的な検討も相当しませんとなかなか対応がしにくいかなどと思っておりますが、ちょっとこれはまた少し勉強させていただきたいと思つておりますし、迷惑メール対策については既に立法もあると思いますので、その辺の実情もちょっと勉強させていただきたいと思います。

○吉川春子君 中高生など、児童の中にメール機能付きの携帯電話が急速に普及しております、そこに送られてくる迷惑メール出会い系サイトの広告付きのアドレスが掲載されている、そこか

ら接触していく中で児童買春の事件に発展していくケースが極めて多いと、こういうことですね。確認します。

○政府参考人(瀬川勝久君) そのような状況にあると認識をしておりまして、この法律案におきましても、いわゆるインターネット異性紹介事業の広告宣伝に該当する場合には、本法律案の七条でございますが、児童が利用してはならない旨を表示をしていたただくこととしているところでござります。

○吉川春子君 大臣、携帯電話そして迷惑メール、こういうものが児童買春というところに発展していくわけで、やっぱり迷惑メールを効果的に防止できれば犯罪の抑止効果是非常に大きいと思うんですけれども、その点についていかがですか。そういうふうに是非していただきたいと思うのですが。

○国務大臣(谷垣禎一君) 過敏メールといいますか、こういう広告メール全体に、まだ十分私自身検討したことないんですが、先ほど申し上げましたように、私自身の携帯電話にも、さつき、お寂しいあなたへなんて変なことを申しましたけれども、そういうようなメールが入つてくるわけですから、これはどなたの携帯電話にも行つているんだろうと思います。

ただ、こういうもので、こういうものの中にもあるいは有用なもの、中身によつては有用な広告メールもあると思いますので、その辺をどう判断してやつていくのかというような、恐らく技術的な検討も相当しませんとなかなか対応がしにくいかなどと思つておりますが、ちょっとこれはまた少し勉強させていただきたいと思つておりますし、迷惑メール対策については既に立法もあると思いますので、その辺の実情もちょっと勉強させていただきたいと思います。

○吉川春子君 文部省にお伺いいたします。

昨年の十月に、出会い系サイトに係る児童買春等の被害から年少者を守るために当面講すべき措置という申合せが内閣府の青少年育成推進会議で

行われておりますけれども、性の問題も含め、望ましい行動を取ることができますように教育の充実を図るとしております。保護者に対しても配慮すべき事項について情報提供を行なっています。

○政府参考人(矢野重典君) 子供たちが携帯電話等によるインターネット利用に起因したトラブルなどに巻き込まれることがないように、情報社会に主導的に対応できる情報活用能力を育成するということは大変大事な課題だというふうに思つております。

○政府参考人(矢野重典君) 子供たちが携帯電話等によるインターネット利用に起因したトラブルなどに巻き込まれることがないように、情報社会に主導的に対応できる情報活用能力を育成するということは大変大事な課題だというふうに思つております。

このため、学校におきましては、情報活用能力を的確に使う技能を習得させますとともに、他方、情報化の影の部分を理解して、それを克服するための知識や態度を身に付けさせると、いうことが大変大事であるわけでございまして、このために、新しい学習指導要領におきまして必修化されました中学校の技術・家庭科や、あるいは高等学校の新しい教科「情報」におきましては、インターネットを活用した情報の収集、発信に当たつての問題点といったようなことについてきちんと学習をさせることをいたしているところでござります。

また、このような指導を教員が適切に行なうことができますように、出会い系サイトや有害サイトなどの対応について解説いたしました教師用の指導資料を作成いたしまして小中高等学校のすべての学校に配付いたしますとともに、教員の研修においても、子供たちが有害情報に適切に対応できる能力を身に付けさせることができるよう、そういった指導方法を研修の場において取り上げているところでございまして、これらの取組を通じまして子供たちに適切な情報活用能力が身に付くように私どもとして情報教育の充実に努めています。

○吉川春子君 教師のそういう力を強めるということ

たいと思いますが、いかがですか。

こと非常に重要なことですけれども、パソコンで、パソコンの端末で教えていても、携帯電話といふことになると全く子供たちが個人的に使われるものでありますので、生徒の自律性ということ

が非常に求められるのではないでしようか。

携帯電話からの被害が広まつておりますので、その現実を踏まえて教育的効果が上がるよう、携帯電話、それを利用しての迷惑メールの実態、

出会い系サイトからの危険、利用ルール、こういったことについての副読本といいますか、そういう教材等によって子供たちが納得いくように教育、指導するべきではないかと思いますけれども、その点について文部省はどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) それは御指摘のとおりだと思います。

今、私が御紹介申し上げましたけれども、今、国として用意いたしましたのは、教師が子供たちにそうしたことの指導する場合の教師用の指導資料でございますけれども、そうした指導資料の中にいろいろな具体的な教材になるようなものも含まれておるわけでございまして、そうしたものも学校現場では活用して実際に指導がなされているわけでございます。そういう意味で、私どもとしては、国としても更にそういう意味での教材あるいは指導方法についての充実について努力をいたしたいと思っております。

○吉川春子君 文部省にここまでということもあらんでもすけれども、政府としてお伺いしたいんでは、もう子供に追いついていないわけですよ、一般的に。

フルターニング機能、父母に対してもこういうものも丁寧に説明して、子供たちが被害に巻き込まれないための啓発、これは文部省がおやりになるのか、どこがおやりになるのか分かりませんけれども、大臣にお伺いした方がいいのかしらと思いますが、こういうことも是非検討していただき

こういった取組、それから携帯事業者等の自主的な取組、これも相まって、現在でありますと二年前の約四分の一に減少するというような対策の効果があるものというふうに承知をしているところでございます。

○吉川春子君 今の議論でも、警察庁が迷惑メールがその一番の原因というお話をありましたけれども、非常に児童買春の風潮を助長するようなメールが大量に送られておりまして、この大本を断つ取組が非常に必要だと思いますが、重ねてそういうことを要求します。どうでしよう。

○政府参考人(有富寛一郎君) 今申しましたように、法律に基づきまして各種の取組をして、件数は減ったということを申し上げましたけれども、しかしながら、最近におきましてもなお法律に違反をして迷惑メールを送信するという者も数多く見られます。したがって、まずはこうした送信者に対しましては法に基づきまして厳正に対処するということが基本だろうと思いますけれども、なお迷惑メール問題の解決に向けて、関係諸機関とも連携を取りながら対策を講じていきたいと、このように考えております。

○吉川春子君 プロバイダーが管理しているサー

バーを通さない限り出会い系サイトからのメールは届かない、したがって携帯電話を大量に供給しているプロバイダー事業者の社会的責任は極めて大きいものだと思います。少なくとも青少年に迷惑メールが届かないようになりますが、同協会に

お届けられました情報等に基づきまして、法律に違反するメール、これを送信していると認められる者に対しましては警告メールを発信をいたしました。五月末現在でいいますと五千三百三十七件ございました。もう一つ、昨年の十二月には余りにも悪質であるというような送信業者一社に対しましては、法律に基づきまして措置命令というものを発出を行つておきます。

動を行つておりますし、三団体におきまして、つまり電気通信事業者協会やテレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会におきましては昨年の十一月から会員に対しまして周知を行つてきているということでございます。

それから、先ほどいろいろ言われておりますが、携帯電話の会社、これにつきましてもこういった社会的責任というものを十分自覚をしておりまして、まだサービスは提供はしておりませんけれども、利用者からの要請というものを踏まえまして公式サイト以外には接続できないようになりますけれども、フィルタリングサービスを今検討しておりますし、大手プロバイダーの中には、まだ大手ではございませんけれども、フィルタリングサービスといふようなものを導入しているというような例がございます。

○吉川春子君 これが最後の大臣に対する質問になりますが、児童が携帯を購入する場合は親の承諾が必要となるわけですから、児童用には特別設定しなくともフィルタリングが標準装置したもの

を売ることを例えれば義務付けるとか、方法はいろいろあると思います。

なかなか進まないのは、プロバイダー事業者、携帯電話会社がそこから大きな利益を得ていると、こういうことではないかと思います。携帯電話やインターネットなど、多くの国民にとって安心して利用できること、そのことによって利用の拡大を図ることが必要だと思います。イギリスや

フランスでは子供への性的擄取を防止するため、企業の社会的責任として取り組んでいます。イギリスでは官民参加の組織も作り検討しているといふうに聞いています。日本でも官民がそれぞれの責任を自覚して、犯罪の温床となる迷惑メール防止対策を実行すべきだと思いますが、大臣の見解をお伺いします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 迷惑メールにつきましては、大臣にお伺いした方がいいのかしら思ひます。その実績でございますが、同協会にては、昨年の七月から施行された法律につきましては有富局長から御答弁がございました。それだけではやはり足らない面が、私ども少年の今置か

れている状況、犯罪に引き込まれる状況、こういふのを見ますと、それだけでは足らないところがあるのではないかということで今回の法律を提案させていただいているわけですが、今、委員はどうちらかというともっと事業者にいろいろな義務を課すことによって問題の抜本的な解決が図れるのではないかという御意見だったというふうに受け止めました。

ただ、この辺りは、これはもうこういう携帯電話に限らず、インターネット社会の光の部分と影の部分をどういうふうに認識していくかという問題が、問題と裏腹のことですございまして、どこまで規制手段を使うかというのではなくか整理が難しいところがございます。

そこで、私どもとしては、やはり警察の取り得る手法としては犯罪に一番近いところ、危険から一番近いところからまず対策を立てていくというのが多分警察の、警察ないし国家公安委員会の取り得る手法だろうというふうに考えておりまして、そこで何ができるかということを私どもはしっかりと考えていきたいと思っております。

○吉川春子君 やっぱり、警察の立場というより内閣を代表してちょっと伺つたわけなんですかね、もう答弁は求めませんが、やっぱり事業者の責任、企業の責任、こういうものをきちっと押さえていきませんと、やっぱりその犠牲に児童がなるということですから、私はその点を最後に重ねて要求いたしまして、終わります。

○委員長(小川敏夫君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

質疑のある方は順次御発言願います。

○島袋宗康君 国会改革連絡会の島袋宗康でございます。よろしくお願ひします。

法案は、第一条の目的規定の中で、「児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もつて児童の健全な育成に資すること」を高らかに宣言していません。これは、法案を所管する国家公安委員会や警察庁だけの意思表明ではなく政府全体の意思であると解釈することが当然のことと考えますけれども、これでよいのかどうかお伺いいたします。

○國務大臣(谷垣禎一君) この法案は内閣として閣議決定を経て国会に提出しているものでございまして、もう委員のおつしやつたとおりでござります。

○島袋宗康君 そこで、政府は、二〇〇〇年五月二十五日、第五十四回国連大会で採択された児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書に二〇〇二年五月十日、署名しておりますけれども、まだ批准しておりません。早期に批准すべきだと考えますが、大臣のお考えはいかがですか。

そして、なぜまだ批准されていないのか、その理由をお聞かせいただきたいと思つたのでありますけれども、この点は外務省の所管だということです。あります、この点はまた他日に譲りますけれども、もし大臣の御所見があれば承りたいと思ひます。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今、委員がおつしやつた選択議定書は、性的搾取あるいは性的虐待から子供を守ろうという目的で、児童の売買、児童買春あるいは児童ポルノに関する一定の行為を犯罪とすることを締約国に義務付けるものでございました。

私は、これは日本も早期に批准すべきものというふうに思つております。

○島袋宗康君 ですから、今、批准がまだ遅れてゐるということの問題については大臣はどうお考えですかと聞いているんです。

○國務大臣(谷垣禎一君) これはちょっと私が直る法律案を議題とし、質疑を行います。

午後一時七分開会

○委員長(小川敏夫君) ただいまから内閣委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

○島袋宗康君 法案第五条第二項で国及び地方公共団体が講すべき必要な施策とはどのようなことが考えられているのか、承りたいと思います。

○政府参考人(瀬川勝久君) 第五条第二項の定めについてのお尋ねでございますが、国、地方公共団体は、「事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行うインターネット異性紹介事業に係る活動であつて、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためのものが促進されるよう必要な施策を講ずるもの」とされている

接お答えするのがいいかどうか分かりませんが、大体かなり、こういうものを批准しない署名する場合に、日本はかなりまじめに日本の国内法体制がそれにきちっと対応できるかどうかというのをチェックして行つてきたのが今までの例で、そういうことのために時間が掛かっているというふうに、大分前でございますが聞いておりましたといふことだけ申し上げたいと思います。

○島袋宗康君 本法案は附則第二条で、「政府は、第七条及び第八条の規定の施行後三年を経過した場合において、これらの規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と定めております。技術革新や社会意識の変動の激しい現代社会において、人の行為を規制する刑罰法規の新規立法に当たっては慎重を期すべきであるから、これは当然の規定であると考えます。

以上二点について、是非説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(瀬川勝久君) お答えいたします。

まず、施行状況でございますが、当省で把握しているものとしましては、全国の検察庁におきまして、平成十四年に児童買春にかかる事件で千三百九十二件、児童ポルノにかかる事件で二百三件をそれぞれ受理しておりますが、児童買春にかかる事件は年々約一・五倍に増えており、児童ポルノにかかる事件も後を絶たない状況にあります。次に、附則六条の関係で国際的な動向等で考慮しなければならないこととのお尋ねでござりますが、いわゆる児童買春・ポルノ法の施行後、児童の権利の擁護にかかるものとしまして、我が国は、例えれば、いずれも仮称でございますが、先ほども委員がおつしやつておられましたように、国連における児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書、また国連における国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し、処罰するための議定書、また欧州評議会におけるサイバー犯罪にかかる条約に署名しているところでございまして、児童買春・ポルノ法の見直しにおきましては、これらの国際的動向を踏まえて、処罰条項の新設の要否等を検討する必要があると考えております。

以上二点について、是非説明をいただきたいと思います。

ところでございます。

具体的には、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためのものいたしましては、例えれば犯罪の防止等を目的とするボランティア団体が行う広報啓発活動やインターネット上のサイバーパートナーがありますとか、インターネット上関係団体による利用者に対する広報啓発活動あるいは標準約款の制定など、業界の自主規制といったものがございます。

国、地方公共団体は、このような民間団体が行っている活動に対しまして、その支援として、

例えば、その広報啓発活動のためのパンフレットの作成について監修あるいは助成をしたり、ある

いはインターネット異性紹介事業に係る犯罪の実態についての情報を提供したり、サイバーパト

ロールを行っている団体に対しては、その着眼点

についての情報提供をしたり、あるいはサイバー

パトロールで違反行為を発見したときの措置につ

いての指導をしたりと、こういった支援を行うこ

とを考えております。

○島袋宗康君 法案第九条の「その他の児童の健

全な育成に障害を及ぼす行為」とはどのような行

為を想定しているのか、例示をして説明していた

だときたいと思います。

○政府参考人(瀬川勝久君) 例示を申し上げます

と、例えれば第六条の各号に掲げております不正誘

引、すなわち、児童との性交等を伴う交際への誘

引や対償を伴う異性交際への誘引といったものが

行われていることでありますとか、あるいはその

売春の誘引その他法令に違反する行為等にかかる

書き込みが行われている、また児童がインターネット異性紹介事業を利用している、これは特に児童による書き込みがなされて、特に児童による

その書き込みがなされていると、そういういた状況

というものを感じます。

○島袋宗康君 本法案において、インターネット異性紹介事業者としての認定はだれが行うのか、

警察庁か国家公安委員会か、都道府県公安委員

か、どちらでしようか。

等から、蛇足的な規定であり、なくてもよいのではないかと思われるのですけれども、いかがでしょうか。立案者の意のあるところをお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(瀬川勝久君) 本法律案の四条は保護者の責務を定めているわけでございます。すな

むち、「児童の保護者は、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措

置を講ずるよう努めなければならない。」として

おります。

これは、児童をインターネット異性紹介事業の

利用に起因する児童買春その他の犯罪から保護す

るために、単に児童に対する单なるしつけにとどまらず、児童と日常的に接し、かつ一定の監督

権を持つ保護者自らがインターネット異性紹介事

業の危険性を理解した上で、具体的な手立てとい

いますか、作為を講ずることが必要であるという

考え方に基づくものでございます。具体的に想定さ

れますのは、例えば児童に使用させるパソコンで

ありますとか携帯電話にファイルターリング機能と

いったようなものを設定することといったことが

あろうかと思います。

このような具体的な作為義務は、最近インターネ

ット異性紹介事業の利用に起因する児童買春そ

の他の犯罪による児童の被害が急増しているとい

う状況にかんがみまして、特に保護者においてこ

のような措置を講ずることが必要であると認めら

れましたことから、特にこの法律案においてはこれを

明記したものでありますと、非常に重要な規定で

はないかというふうに考えております。

○島袋宗康君 保護者の責務というのは当然のこ

とでありますて、この条文ができたからといってこ

本当に道徳的なことが、いわゆる実際にこの法が

成立することによってできるのかどうか。役に立

たないのではないかというふうな感じもするわけ

ですよ。

そういったことで、これはむしろ、先ほど申し

上げたように、蛇足的なことではないかというふ

うな意味で質問したわけですけれども、本当に必

要かどうかを再度お答え願いたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、委員がおっしゃいましたように、将来、インターネットの利用形態とかその危険性というものが十分もう周知のものになつて、もうインターネットというものが本当に市民社会の中で完全にその利用方法とか弊害もみんなが分かっているという状況になつた時代を考えますと、この規定は委員のおっしゃるよう

に、あの当時は親にこんな注意喚起をしなければならないような時代だったんだなという笑い話になれる時代が来るかも知れないと私は思います。

しかし、それまでは、今日の御議論にもありますように、子供たちは自由に使いこなして、みんな携帯持っているから、お父さん買ってよ、お母さん買ってよと言われる、ああそーかと渡しますけれども、親が一体、そのインターネットとか携帯電話がどういう新しいもので、何が行われているかというのは十分知らないという状況が現実にはございますので、私は今の段階で、やはり保護者に、子供たちにこういうものを与えるときは携帯電話がどういう新しいもので、何が行われているかというのは十分知らないという状況が現実にはございますので、私は必要なものではないかというふうに思つてはいるわけでございま

す。

○島袋宗康君 本法案における刑罰は、他の同種先行法令、例えば売春防止法、昭和三十一年法律第百八十八号における、売春の周旋をした者に対する二年以下の懲役又は五万円以下の罰金の規定等と均衡は取れているのかどうか、その辺について承りたいと思います。

○政府参考人(瀬川勝久君) この法律案の十五条の罰則でございますが、これは是正命令に違反したインターネット異性紹介事業者に対する罰則として、「六月以下の懲役又は百万元以下の罰金に処する。」ということになつております。

これは、一定の違反行為に対する行政庁の命令違反であるということ、それから児童の健全な育成に資するための措置であるということを踏まえたものでありますと、他法令における類似の規定

と均衡が図られているものというふうに考えております。

○島袋宗康君 本法案は第十四条で、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関する必要な事項を国家公安委員会規則に委任しているが、同規則で定める事項はどのようなことを予定しているのか、承りたいと思います。

○政府参考人(瀬川勝久君) この十四条におきます国家公安委員会規則への委任でございますが、法の施行のために必要な事項として大きく二つございまして、一つは、十条では正命令の手続がございますが、これは正命令に係る例えば書類の様式を始めとする手続でございます。

それからもう一つは、十一条で報告徴収の規定がございまして、これは、十一条では正命令の手続がございまして、一つは、十条では正命令の手続がございますが、これは正命令に係る例えば書類の様式を始めとする手続でございます。

○島袋宗康君 最後に、現在の社会状況、特に出会い系サイトに関係した事件の多発や青少年非行等の現状にかんがみ、少年、青少年の健全育成という点では何らかの適切な対策を立てる必要は、必要性は認めるものであります。これが実質的な効果の伴う総合的な対策を立てて実施することが先決であって、対症療法治的表面的、形式的な立法が先行すべきではないと考えます。本法案に関しては、日弁連等からの批判もあり、更に慎重を期してより良い法案にすべく、各方面からの参考人等の意見も聴取した上で、時間を掛け審議すべきであると考えます。

したがつて、現段階では直ちに採決に付さず、審議を継続すべきものであるという意見を申し上げて、私の質問を終ります。

○黒岩宇洋君 無所属の黒岩宇洋でございます。実は、おととい委員会終了後、私は夜、渋谷のセンター街に行ってまいりました。大臣、行つたことがありますか。高校生や大学生、非常に、若者のちょっと行動様式なんかを見てこよなんという気持ちで行つてまいりました。学生時代のころはよく渋谷も行つておつた

んですが、そのころと同じように大変騒々しさ、にぎやかさは変わらないんですねけれども、ある一つのちょっと違いにふと気付いたんです。というのは、ナンパをしている少年というのが一人もいないんですね。ナンパって分かりますか。街角を通り過ぎる子に声掛けるんですけども、私が学生のころは、本当にセンター街の入口とかセンター街の四つ角にはびっしりといわゆるナンパする男の子が張り付いて、女の子に声を掛けていたんですね。

これ、何を言いたいのかというと、以前、ある調査を私記憶しているんですけれども、今若い子たちが出会い系で、これが実はいわゆるナンパとか合コンとかを抜いて、こういった出会い系サイトとか、こういったものが上位を占めてきたと。いずれにせよ、大変大きなウエートを占めているんですね。そういう意味では、この出会い系サイトというのは男女の交際で大変寄与していると私は今もつて本当に実感しております。

今日も、大臣、あと局長に、出会い系サイト入ったことがありますかなんて質問ありますて、大臣もはにかみながら答えていましたね。というのは、やつぱりちょっと恥ずかしさあるんですね。私も一回も実は入ったことないんです。そういう意味で、今回この法案が成立すると、ただでさえちよつとはにかむものが、より一層何かいかがわしいサイトであるという認識を持たされるんじやないかと思うんですね。

例えば、入るときにやつぱり十八歳以上か十八歳以下か何かをクリックするようだつたら何となるとと思うんです。この法案の成立によって、入りづらくなるという、私はこういう萎縮効果もあると思うんです。この法案の成立によって、今申し上げた男性、女性が出会い系で、この権利が大変損なわれると思うんですが、この点についていかがお考えか、お聞かせください。

○政府参考人(瀬川勝久君) この法案は、インターネット異性紹介事業というものを定義をいたしまして、それが非常に児童の犯罪被害を招いているということから、それにに対する児童の利用を

防止し、そこにおける児童に係る不正誘引行為というものを禁止をしようというものでありますて、こういった出会い系サイト一般についてこれを禁止をしたりといいますか、考えているものではありませんので、そういった点については、この法案の意図するところといいますか、考えているところということはしっかりと周知をしていくよう努めまいりたいというふうに考えております。

○黒岩宇洋君 今のところで言うと、いわゆる出会い系サイトも、この事業者がやる、今回定義した、二条で定義したものとそれ以外という表現で、それ以外が担保されていると。でも、今回の委員会でのやり取りであつたんですけども、結局、ある細かなところに規制掛け、今度はそこからどんどんどんどん逃げて、それこそ松井委員いわく、悪貨が良貨を駆逐するという、そういうような状況になつていくこと、これ単に指摘だけにしておきますけれども。

ですから、ある部分だけ規制掛けているからいという、これも私は、今言つた二つの意味で矛盾があると思いますよ。ただ、それ以上に、現実にはその線引きもあいまいですし、全体的に出会い系というものに対し、私は、大変萎縮効果が働くことは間違いく起こると思つております。

今申し上げた権利が大変損なわれる。それに対し、このような小手先の規制を掛ける必要があるのかという、私はその観点で申し上げているんですけども、もう一つ踏み込むと、これもおどといの議論がありました。我が国は十六歳で女性は結婚できるんですよ。できるんですよ。十六歳で真剣に結婚しようという子だつたら、もう十五歳ぐらいうから着々と準備をしているんでしようかね。そうなると、こういう人たちを今回締め出すわけですよ。このことに対して、答弁では、児童福祉法の規定とか児童買春処罰法の規定でも十八歳だと、だから問題ないと言つているんですけども、ちょっと認識が違うんですよ。

というのは、この今言つた二つの法律は婚姻とか余り関係ないんですね。今回は、この出会い系のことをから婚姻につながるわけですね。ですから、この一連の流れをこの出会い系サイトで分析するという可能性があるわけですね。ですから私は、少なくとも、十六歳にもなつて自分の結婚というものを自分の意思で判断できる、そういう年齢の人間までを締め出すような、こういった法案では私はあつてしかるべきでないと思ってるんですけども、いかがでしようか。

○政府参考人(瀬川勝久君) 御指摘のとおり、民法におきましては女性は満十六歳から結婚することができると言われておりますが、その場合においても、父母の同意を得てということになつていてるものというふうに承知をしております。

一方、この法律におきまして、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するよう事業者に義務付けておりますのは、このインターネット異性紹介事業を用いて全く面識のない異性と出会うということから、大変危険な状況にその児童が置かれるということです。その児童のやつぱり判断力は、自らを守るというような判断力はやはりこれは未熟であるというふうに言わざるを得ないわけでありまして、これを、父母の同意を得て結婚できるとされている民法上の婚姻年齢、婚姻年齢の要件と同一視することはできなさいのではないかというふうに考えたところ、十六歳以上の者も含め十八歳未満の者についてインターネット異性紹介事業の利用を防止することとしたものでありますて、決して行き過ぎだとは考えておりません。

○黒岩宇洋君 局長、今、父母の同意つたって、昔のいいなずけじゃないんだから、親同士で決めて結婚なんかないですよ。見知らぬと言いますけれども、さつきのナンパも含めて、まず見知らぬところから会うんですね。だから、そういう意味では、ほとんど答弁になつていないと私は思うんです。この後、少子化対策なんて今言つているようですけれども、どうですか、これ少子化対策

に私、逆行しているような気がするんですよ。そのぐらい、何か非常に自由な出会いが阻害されしていくような気がして、その点についてはまあ、懸念を指摘ということでおどめておきます。

そうしましたら、一つちょっと細かいところだけ聞きます。

これ六条なんですが、今回の法律、私、見てお

りますと、六条の各一項から四項とか、そのほか売春防止法とか児童買春処罰法とかで、いろんなところが場合分けがきつちりされていなくて、場合分けがきつちりされていなくて、非常に、例えばあせんだとか本人が直接とか、児童とか人とか、お金を絡む、絡まない、いろんなものが部分集合で重なり合って、分かりづらいところが非常に多い、これ非常に指摘しておきたいんですけど、そのちよつと一例で、確認だけしておきます。

まず、例えば年齢を偽って出会い系サイトに入つたと。すなわち、十八歳未満なんだけれども、十八歳以上だとして入りましたと。自由書き込み欄に、自分は児童だと、私は中学生だと、そのことをじや書き込んだとしましよう。その後に、いわゆる性交等の誘引はしない、なおかつ対償の供与を求めることがないと、いわゆる単なる交際を求める行為をした場合、要は、いいですか、年齢を偽つて入つて、しかも児童であることを吐露して、じゃ交際しましようよと。この場合、この法律の禁止ないしは罰則の対象になるのか否か、お答えください。

○政府参考人(瀬川勝久君) 御指摘のような場合は單なる交際を求めるということでござりますから、これは不正誘引行為には当たらず、六条違反となるものではないというふうに考えられます。

○黒岩宇洋君 そうなんですね。だから、要は、十八歳未満の侵入は防止しようということですけれども、禁止はしていないんですね。そうしますと、今のような状況でやっぱり入れちゃうわけですよ。入つたときには児童ですよと、年齢偽りましたなんということで入つてきたとき、やはりそれで単なる交際を求めて、これを見た人

間からすれば、ちょっとといわゆる児童買春につながれるんじゃないかという、私、蓋然性を感じるのが普通であると思うんですよ。このことに

よつて、要は、明確には法には違反していないけれども、やはり事実上はお互い合意の下に児童買春に入つていく、私、こういうことも大いにあると思うんですよ。

このことで何を指摘したいかというと、やはりそういう意味で、結構、この法案つてぼろぼろ網がどうも私は、要するに、いわゆる禁止の実効性がないにもかかわらず、この法案を作るということがかなか私は、要するに、いわゆる禁止の実効性がないにもかかわらず、この法案を作るということがどうも先行している、このことを思うんです。ながが質問としては、今申し上げたような蓋然性といふのは高くなると思います。思うんですよ。何といったて堂々と、私、児童だつて言い切れるんですから。この点についてはどう対応するのか、お答えください。

○政府参考人(瀬川勝久君) お示しの事例のようないものにつきましては、これは本法の六条で言う不正誘引ではないわけでござります。

この法律におきます六条の規制といいますか、不正誘引の禁止の理由といいますのは、現在、いわゆるこのインターネット異性紹介事業において、その性交等を伴うような児童との誘引、児童との性交を伴うような誘引でありますとか、児童に對してその対償を伴う交際の誘引でありますとか、そういうものがほんらんをしていると。そ

ういうことにより児童の性的商品化という風潮がどんどん蔓延をし、それを見た児童が、みんなもやつているんだからということで、更にそういう不正誘引行為を行う児童が増えてくる。そういうことから児童が犯罪被害に巻き込まれていく危険な場となつてゐるということを防止するために本法律案を御審議いただいているわけでございまして、委員御指摘の状況というのは、そ

のサイト上からは大きく減少していくという点は大きな効果だろうと思ひます。

○黒岩宇洋君 局長もお分かりでしようけれども、不正の誘引をなくすこと自体が目的ではないんですね。その先にある児童買春とかそういうた、そのほかの大きな被害をもたらすような犯罪を防ぐわけですから、今の、不正誘引がないからいいというような御答弁では、私は法の趣旨が貫徹されないと思うんですよ。これは指摘にどめでおきますよ、局長。

そうしましたら、今回、いわゆる児童の保護から処罰へ変わったんだという、このことについて大きく議論されました。委員会の中でも、こういう表現がございましたね。処罰ではないんだと。これ厳密に言うとそのようですね。要するに、刑罰ではないわけですから、処罰ではないと。

この少年事件の手続の流れでも、今回のようないい處送致事件にはなりませんから、そのまま保護に、罰金刑の場合はすべて家裁送致ですよね。家裁送致で、これもいわゆる凶悪な犯罪を犯した場合の逆送事件にはなりませんから、そのまま保護処分に行きます。確かにそれはよく分かります。しかし、それはいつても、じゃ本当にこれは罰則であるわけですから、私は事實上の処罰であると思うんですよ。

だから、まず第一点は、これ児童といえど、いわゆる捜査段階、捜査段階では逮捕拘留という刑事件と取扱いは同じです。保護、保護とか、そういうのがはんらんをしていると。そ

ういうことにより児童の性的商品化といふことは児童に与えられるものだと思います。それで

も処罰でなければ、刑罰でなければ児童の権利は侵害されないと、こうおっしゃるのか否か、お答えください。

います。

身柄が拘束されるというお話をございましたけれども、確かに法律上は、法律の規定上はそういうことも可能ではありますけれども、そもそも少

年につきましては、犯罪捜査機関におきましては罰金以下の刑で、検察庁に送致されることが多い事案でございますから、この点について、これは逮捕、勾留が行われるということは極めて特殊、まれな例であろうというふうに思いますし、それから家庭裁判所におきます措置につきましても、委員御指摘のような、少年の性格の矯正でありますとか、あるいは環境の調整ということのためのものでありますので、これが児童の権利が侵害されるといつたものではなく、むしろその児童に対して立ち直りの機会を与えるものだというふうに考えるべきものではないかと考えております。

○黒岩宇洋君 更にお聞きしますよ。

全件家裁送致され、その後、いわゆる身柄拘束の必要性が認められた場合は観護措置決定がなされますね。これは、私は、逃走のおそれ、そして証拠隠滅のおそれというの非常にこういう事件の場合、あると思うんですよ。私は、この決定がなされる可能性は必ずやあると、そう思つております。

その後に少年鑑別所に送られるわけですよ。多分、鑑別所というのは、これは保護とか矯正とかカウンセリングがあるから普通の刑務所とは違うんだと。私は、そういう答弁が待つていて思つります。

私は、ストックホルム宣言というのは何も处罚

といふ言葉だけにこだわっているんじゃないと思ふんです、むしろ趣旨としては。やはり被害者と

なる子供をきつちりと保護できるという、このことを確保することが趣旨であって、処罰であるか否かだけで論じるものではないと思ってるんですよ。ですから、私が今申し上げたような身柄拘束、要するに鑑別所に送られれば確実に刑事処分と同じ不利益処分を受けるんですね。これは事実ですね。

このことによつて私は、このことが本当にストックホルム宣言の趣旨に反しないと考えておられるのか、そのことについてお答えください。

○政府参考人(瀬川勝久君) 観護措置決定でありますとか少年鑑別所でありますとかいう問題は、

これは家庭裁判所において判断されることであろうというふうに思ひますので、私の方からの答弁は必ずしも適当でないかと思ひますけれども、御質問にもありましたとおり、鑑別所等におきます措置というのは、これは身体の自由の拘束は受けることにはなるわけありますけれども、これは少年の保護、立ち直りということの目的のために行われるものであります。処罰には当たらぬといふものであります。

それから、ストックホルム宣言との関係であります。要するに、これらの措置は少年の立ち直りのために行われるものでありますし、また本法自体も児童一般を犯罪被害から保護するということのために御審議をお願いしているものでござりますので、これはストックホルム宣言と何ら矛盾するものではないといふふうに考へてゐるところでございます。

○黒岩宇洋君 どうも処罰についてのその見解で、ちょっと強弁するようにしか聞こえないと云ふが、そういう意味で私は、運用に当つても本当に児童の権利というものを保護していただきたいと、そのことはお願ひして、この関係の質問は終ります。

そうしますと、今のストックホルム宣言に付随

してお聞きいたします。その手前に、まず児童の権利条約で、第十二条においていわゆる児童の意見表明権というものをうたつていますね、うたつてあります。これは大変重要なことなんですよ。その後、ストックホルム宣言から出された行動計画、そしてその行動計画に付随した政府報告にも

権利条約でうたう児童の権利表明権、これが、しっかりと権利が全うされたと、そういうことであります。よろしいんですね。

強化だとか。私はこのことを徹底していくば法制定はまだ先に延ばしてもいいんじゃないかなと思います。そこで、そのぐらいすばらしいことが書かれているわけですね。

せください。

○政府参考人(石川正君) お答え申し上げます。

青少年育成推進会議は、御案内のとおり、青少年に関する施策を政府全体として総合的かつ効果的に実施するためには、関係省庁の申合せにより開催されているものでございます。この推進会議では、政府の青少年の育成に係る施策の基本的な方針、それから、重点的に推進する事項等を定めた青少年育成推進要綱これを制定いたしてはいるほか、その時々に政府を挙げて取り組むべき事項について申合せを行い、また、各省庁の青少年施策について情報交換などを行つておるものでございます。

昨年の十月二十一日、当会議において、出会い系サイトに係る児童買春等の被害から年少者を守るために当面講ずべき措置について申合せを行つたところでございますけれども、本年の四月に私ども内閣府で本申合せに基づく取組状況について調査をいたしましたが、よくやつていただいているのではないかと私ども思つております。

それから、先ほど委員から、薬物の乱用対策推進本部と比較して青少年の場合には非常にレベル的に低いんじゃないかというお話をございました。

青少年行政の重要性は私ども十二分に認識をしておりますが、その方向で現在努力をさせていただいているところでございます。

○黒岩宇洋君 ジャ、内閣府は十分に認識しているとおっしゃいましたね。で、これ、私、過去三回のいわゆる出席者の一覧表というものを取り寄せさせていただいて大変驚きました。これは申合せには、簡単に言えば各省庁、これ十五省庁ですけれども、局長クラスが出席だと、要するに局長級で構成されるという、申合せにこれ明記されているんですね。しかし驚いたことに、過去三回、平成十三年から三回で、これ明記された役職の人間が出席している省庁、内閣府だけなんですね。取りまとめの内閣府だけなんですよ。そのほか警察庁瀬川局長が直近の、いわゆるこの出会い

系サイトについての、平成十四年の十月二十一日ですか、これには局長が自ら出ています。それ以外の十三は明記された役職の人間、一回も一人も出てきていないんですね。そういう意味では、内閣府は重要な認識していると言つてはいるが、他の省庁、今日、文科省呼ばなくて失敗したんですけれども、どう考へているのかと私、本当にあき

れていますよ。

○政府参考人(石川正君)

お答え申し上げます。

で、実は、今日ちょっと大変申し訳ないんですが、二つの行政機関呼んでいるんですが、実は国税庁と総務省が、これ課長以下の人事すら出ているんですよ。国税庁、係長ですよ、総務省は企画官でしたか。私が仄聞するところによると、まあ局長が来れなくともせめて課長以上というのは常識だと。でも、もう一つ、これ名簿には課長が代理で出ているんですけれども、これは事実関係、事実的にはその人間以外の補佐とかも出ているらしいんですよ。ただ、名簿上は課長になつてあるという。私はそれを聞いて本当に、この青少年の育成というものをどう考へているのか。私この点について、今日、済みませんね、何かスケープゴートみたいに呼んじゃつたんですけど、総務省と国税庁にお聞きします。

○政府参考人(瀧野欣彌君)

私ども総務省におきましても、青少年の育成についての重要性、どうお考えか、これ端的にお答えください。

○政府参考人(瀧野欣彌君)

私ども総務省におきましても、青少年の育成非常に重要な課題だと

いう認識を持つておるわけでございます。

したがいまして、今御指摘ございましたよう

に、青少年の育成推進会議におきまして、昨年の

粗暴な非行問題等についてといふ、措置につい

てというテーマでしたけれども、当然お酒が絡む

わけですね。このときに、審議官が本来出席す

べきにもかかわらず、課長も出ない、課長補佐も

出ていない、係長になつているわけです。これ

やつぱり、忙しかつたから出れないというぐらい

だつたら、私はやつぱり、青少年のことをそんな

に考へていない。私も役職にこだわるわけでは

ないんですが、でもやつぱり、その役職によつ

ておりますように、警察でできること、法規制で

できることというのは、そこには限界があると思

います。

○政府参考人(村上喜堂君)

お答えいたします。

○青少年育成会議について、非常に重要な会議で

とう、その思いで私、このことを今質問させていただきました。

本当は、この申合せのいわゆる実効性、進捗状況を経産省と総務省に聞きたかったんですけど、私は最後の四番目の、今回の法規制をしなくていいで、要は、今日もその取組とかにも他の委員から質問がありました。これきつちりと、今回、四項目なんですね。四項目めが法規制の検討なんですが、私、一から二、三、そして特にこの二番の、事業者等に対する協力要請、これが徹底されれば、私は最後の四番目の、今回の法規制をしなくていいで、そういう立場なんですよ。

そもそも国税庁といたしましては、未成年者の飲酒防止に從来から積極的に取り組んでおりまし

て、本年の通常国会におきましても、未成年者の飲酒防止等の社会的要請の高まりにこたえまし

て、酒類の適正な販売管理を確保するための体制の整備を図るという観点から、酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の改正をお願

いたしました。

具体的な中身といたしましては、未成年者飲酒

禁止法等に違反して罰金刑を受けた者の免許の拒

否要件の追加であるとか、法令の規定を遵守した適正な販売管理がなされるよう酒類販売管理者を選定する規定を新設する等の改正がなされておりました。

こういうことから、引き続き、未成年者飲酒防

止につきまして、国税庁としては積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○黒岩宇洋君 国税庁一つを責めるのも申し訳な

いんだけど、これ第一回目の推進会議、少年

の粗暴な非行問題等についてといふ、措置につい

てというテーマでしたけれども、当然お酒が絡む

わけですね。このときに、審議官が本来出席す

べきにもかかわらず、課長も出ない、課長補佐も

出ていない、係長になつているわけです。これ

やつぱり、忙しかつたから出れないというぐらい

だつたら、私はやつぱり、青少年のことをそんな

に考へていない。私も役職にこだわるわけでは

ないんですけど、でもやつぱり、その役職によつ

ておりますように、警察でできること、法規制で

できることというのは、そこには限界があると思

います。

○國務大臣(谷垣禎一君)

私も繰り返し答弁をし

ておりますように、警察でできること、法規制で

できることというのは、それは限界があると思

います。

ただ、この十月の段階で、今、四項目めに法規

紹介事業の利用防止及び児童の保護に資することにかんがみ、フィルタリング機能を始めとする児童の利用防止のための技術開発や普及について官民一体となつて取り組むこと。

六、インターネットを介した情報の提供、交換

が犯罪や社会的に見て不適切な行為の誘因となつてゐる実態を踏まえ、政府全体として、

I.T.社会の健全な発達を促すための総合的な

取組を充実強化すること。

七、児童をめぐる諸問題についての調査研究、教育・啓発活動等、児童の健全育成に資する政府全体としての総合的な取組を一層充実強化すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(小川敏夫君) ただいま長谷川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小川敏夫君) 全会一致と認めます。

よつて、長谷川君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

谷垣 国家公安委員会委員長から発言を求められておりまして、この際、これを許します。谷垣 国家公安委員会委員長。

○国務大臣(谷垣禎一君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

ありがとうございました。

○委員長(小川敏夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

平成十五年六月十六日印刷

平成十五年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局